

平成29年度第3回常設審議委員会議事録

1 日 時 平成29年6月28日(水) 11時開会 12時30分閉会

2 場 所 鳥取市 ホテルモナーク鳥取

3 出席者

- (1) 常設審議委員 15名/20名(出席者は別紙名簿のとおり)
- (2) 鳥取県経営支援課 中西課長補佐
総合事務所農林局 (東部) 寺坂課長補佐、吉尾主事
(中部) 會澤主事一
(西部) 平田主事
鳥取市農業委員会 岡本係長、川口主事
南部町農業委員会 亀尾事務局長補佐
倉吉市農業委員会 藤原事務局長
八頭町農業委員会 山下事務局長
大山町農業委員会 山下局長補佐
- (3) 事務局 倉益事務局長、森井参与、田中次長

4 開会(倉益局長)

おはようございます。

平成29年度第3回常設審議委員会を開会いたします。

まず、本会会議規則第7条に基づきまして、出席委員数を報告をいたします。本日は20名中15名の御出席をいただきました。運営規程第4条第4項の規定に基づく定足数、過半数に達しておりまして、本委員会が成立することを報告をいたします。

それでは、上場会長に御挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

5 上場会長挨拶

今日から新しい委員として上田委員さんに加わってもらいました。午後からは総会を開催し、その後事務局長会議を行う予定です。

大事な一日となりますのでよろしくお願い申し上げます。

田植えも終わり、分けつも始まり、大豆も芽を出して、今日は午後は、和牛全協の候補牛も決定されるようです。

今日の審議事項は少し大型の事案もありますけども、時間が1時間ほどですので簡潔な説明、また充実した審議をお願い申し上げたいと思います。

最近の様子は、総会の時にしますのでこれで終わらせていただきます。

6 新委員の紹介

鳥取県農業共済組合の理事、上田委員さんを紹介する。

7 議事録署名委員の決定

議長 議長から指名させていただきます。
(上場) では、若桜の山本会長さんと、江府の松原会長さんをお願いいたします。
それでは、審議に入らせていただきます。
まず、農地法4条の意見聴取事案について、事務局は進めてください。

8 報告協議事項

(1) 常設審議委員会における添付資料について

事務局 (資料により説明)
議長 市町村からの提出書類がバラバラであり、統一したい。
法定事務の水準を揃えたい。
この会に出席されていない市町村へ審議の情報を提供していきたい。
恩田副会長 添付書類が不十分なものは、農業委員会が受付けるものではない。
足立委員 太陽光発電施設の周辺の同意書の判断をお願いしたい。
事務局 周辺への影響に帯する審議の積み重ねが充分でないので、今後検討させていただきます。

9 審議事項

農地法第4条の規定に基づく意見聴取事案について

経営支援課 (資料により、農地転用の状況報告(5月分)を説明。)
事務局 (資料により、農業委員会総会付議事案(平成29年6月)を説明。)

農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について

八頭町農業委員会 (資料により、30aを超える説明事案の説明。)
倉吉市農業委員会 (資料により、営農型太陽光発電施設の一時転用事案の説明。)
大山町農業委員会 (資料により、30aを超える説明事案の説明。)
鳥取市農業委員会 (資料により、30aを超える説明事案の説明。)
小林委員 (鳥取市の説明事案の現地調査の結果を報告。)
事務局 (資料により、農業会議の意見案を説明)

【八頭町の案件について】

恩田副会長 転用申請地に隣接する上方部に仲ノ田ため池があるが、洪水による危険性はないか。
中村委員 ため池については、施設管理者、改修の時期や内容、災害の危険度等

についての把握が必要である。

【倉吉市の案件について】

恩田副会長 営農型発電施設についても、3年間の一時転用期間終了後は原状復旧させてから、再度許可すべきでないか。

高西委員 一時転用事案は、原則、原状復旧である。制度については現場事情を分かっているものが国に要望しないといけない。

経営支援課 (回答)

「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」の農林水産省農村振興局長通知をふまえて対応を確認させてください。

【鳥取市事案について】

恩田副会長 指定管理がされているところは、目的以外の使用はできないのではないか。

鳥取市農業委 (回答)

員会 当該地の貸し付けについて議会議決され、隣接の草地も含めて指定管理の区域から除外されている。

議長 以前には、八頭の方が当地に畜舎を整備したいとの話もあったが、どういうプロセスで3戸の畜産業者の選定がなされたのか。

東部農林事務 (回答)

所 J Aの肥育部で入植希望者を募り、この3戸の入植が決まった。

議長 この施設から生ずる堆肥の用途についても農畜連携の観点から具体的な利用計画が作成される必要がある。

【大山町事案について】

議長 遊休農地となっているところは、機構への貸し付け意向のほかに、周辺農地の利用状況がどうなっているかを図面に落としした上で、転用を含めた利用の最適化が検討される必要がある。

議長 原案のとおり決定をしてよろしいか諮ったところ異議なく可決承認した。

10 その他

事務局 (今後の予定を説明)
(次回は7月18日、湯梨浜町の水明荘で開催することを説明)

議長 以上で、会を終了します。